



彩の国
埼玉県

埼玉県事業再構築計画策定費用補助金（第3回）

埼玉県では、国の事業再構築補助金(第6回)の申請に必要な**事業計画の策定支援をコンサルタント等に依頼する際の費用を補助**します。

公募期間

令和4年4月27日(水)～6月3日(金)（当日消印有効）

※電子メールでの提出可 アドレス：a3770-12@pref.saitama.lg.jp

対象者



主な要件

- ① 埼玉県内に登記簿上の本店(個人事業主は住民票上の住所地)及び主たる事業所を有すること
- ② 国の事業再構築補助金の補助対象者であること
- ③ 国の事業再構築補助金(第6回)の申請者であること
- ④ 補助金申請日時点において県内で事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること

※その他の要件等は、県ホームページ掲載の公募要領等をご確認ください。

補助対象経費

国の事業再構築補助金(第6回)の計画策定支援業務について、専門家(中小企業診断士、税理士、公認会計士、コンサルタント等)に依頼する場合に要する費用

※補助金交付申請時に支払が完了しているものは対象外です。

補助事業期間

補助金交付決定日から令和4年7月15日(金)

※ただし、事前着手等（契約、発注等）が必要であると認められる場合は、令和3年12月22日(水)まで遡及して補助対象にできます。

補助率上限額

- 補助率は補助対象経費の2分の1
- 補助上限額は25万円



必要書類

下記URLより申請書類等をダウンロードできます

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/2021jigyousaikouchiku.html>

問合せ先

埼玉県産業労働部産業支援課
経営革新支援担当

電話：048-830-3910

FAX：048-830-4813

電子メール：a3770-12@pref.saitama.lg.jp



埼玉県マスコット
さいたまっち&コバタン

埼玉県事業再構築計画策定費用補助金 留意事項等

こんな方は是非ご利用ください

- 専門家の策定支援を受けたいけど、費用面が不安…
- 事業再構築計画の策定方法等は詳しくないので、専門家の支援を受けたい
- 費用補助があるなら、それをきっかけに事業再構築にチャレンジしてみたい！

補助金申請の流れ

- ① 県のホームページにアクセスして、補助金公募要領・申請様式等をダウンロードしてください。
- ② 各要綱・要領を確認の上、補助金交付申請書等を記入するとともに、必要な添付書類と併せて県に提出（電子メール、郵送等）してください。

よくあるご質問

- Q 補助金の交付決定件数は何件程度を予定していますか。
A 予算の範囲内で交付決定をすることとしております。第3回公募で100件程度を想定しておりますが、申請者数や申請額等により交付決定件数は変動することとなります。
- Q 計画策定支援を依頼する専門家は、国の事業再構築補助金における認定経営革新等支援機関でなければならないのですか。
A 必ずしも認定経営革新等支援機関であることは要しませんが、認定経営革新等支援機関に準じた専門的な資格や実績等を持っている方である必要があります。
- Q 本補助金と国や県の他の補助金の両方を利用することはできますか。
A 補助を受けようとする対象経費について、類似する他の補助金との重複利用は認められません。
- Q 国の事業再構築補助金（第6回）に申請したが、不採択になった場合には、補助金は返還しなければならないのでしょうか。
A 国の事業再構築補助金（第6回）に申請した場合には、不採択であっても返還の必要はありません。



〔参考〕 国の事業再構築補助金

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための企業の思い切った「事業再構築」（新分野展開、業態転換、事業・業種転換等）を支援する補助金。

- 第6回公募補助額：100万円～1.5億円
（補助額は、事業再構築補助金の枠によって異なります。）
- 第6回公募期間：令和4年3月28日～6月30日
（申請受付は令和4年5月下旬～6月上旬開始予定）

※詳細は以下の経済産業省のホームページ等をご確認ください。

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html



この他にも留意事項等がございます。
HPや公募要領等をよくご確認の上、ご申請願います。

